

□ 本確認書について

本確認書は、本日付けにて公告した入札関係図書と令和4年7月1月付けの図書との主な変更点を示すものである。

また、本確認書は、主な変更点を示すことで、前回の入札関係図書との比較検討を容易にし、入札参加の検討及び入札提案内容の向上に資することを目的として作成するものであるため、あくまで参考資料として活用することを前提とし、入札手続き等を行う際は、各入札関係図書を確認すること。

なお、今回の入札公告にあたり、残渣運搬業務及び残渣資源化業務は、本事業とは別事業としたことから、これらの事業に関する事項は図書からの削除が中心となるため、変更点として示していないことを申し添える。

1. 入札説明書

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）																																																																
<p>P11 13_事業者の募集及び選定の手順</p> <p>本事業における事業者選定スケジュールは次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時 期</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年7月1日（金）</td> <td>入札公告（入札説明書等の公表日）</td> </tr> <tr> <td>令和4年7月6日（水）～8日（金）</td> <td>現地確認</td> </tr> <tr> <td>令和4年7月11日（月）～15日（金）</td> <td>入札説明書等に関する質問の受付期間（第1回）</td> </tr> <tr> <td>令和4年7月29日（金）</td> <td>入札説明書等に関する質問の回答（第1回）</td> </tr> <tr> <td>令和4年8月8日（月）～12日（金）</td> <td>参加表明書、入札資格確認申請書等の書類の受付期間</td> </tr> <tr> <td>令和4年8月26日（金）</td> <td>入札参加資格確認結果の通知</td> </tr> <tr> <td>令和4年9月5日（月）～9日（金）</td> <td>入札説明書等に関する質問の受付期間（第2回）</td> </tr> <tr> <td>令和4年9月下旬</td> <td>対面的対話の実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月14日（金）</td> <td>入札説明書等に関する質問の回答（第2回）</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月5日（月）～9日（金）</td> <td>入札提案書類の受付期間</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月中旬</td> <td>入札提案書類に関するヒアリング、審査</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月中旬</td> <td>落札者の決定及び公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月下旬</td> <td>基本協定締結</td> </tr> <tr> <td>令和5年5月上旬</td> <td>事業仮契約締結</td> </tr> <tr> <td>令和5年第2回定例会議決日</td> <td>事業契約締結</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和4年7月1日（金）	入札公告（入札説明書等の公表日）	令和4年7月6日（水）～8日（金）	現地確認	令和4年7月11日（月）～15日（金）	入札説明書等に関する質問の受付期間（第1回）	令和4年7月29日（金）	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）	令和4年8月8日（月）～12日（金）	参加表明書、入札資格確認申請書等の書類の受付期間	令和4年8月26日（金）	入札参加資格確認結果の通知	令和4年9月5日（月）～9日（金）	入札説明書等に関する質問の受付期間（第2回）	令和4年9月下旬	対面的対話の実施	令和4年10月14日（金）	入札説明書等に関する質問の回答（第2回）	令和4年12月5日（月）～9日（金）	入札提案書類の受付期間	令和5年2月中旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査	令和5年2月中旬	落札者の決定及び公表	令和5年3月下旬	基本協定締結	令和5年5月上旬	事業仮契約締結	令和5年第2回定例会議決日	事業契約締結	<p>P11 13_事業者の募集及び選定の手順</p> <p>本事業における事業者選定スケジュールは次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時 期</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年10月11日（火）</td> <td>入札公告（入札説明書等の公表日）</td> </tr> <tr> <td>（応募者の希望日による）</td> <td>現地確認</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月12日（水）～18日（火）</td> <td>入札説明書等に関する質問の受付期間（第1回）</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月24日（月）</td> <td>入札説明書等に関する質問の回答（第1回）</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月31日（月）～11月4日（金）</td> <td>参加表明書、入札資格確認申請書等の書類の受付期間</td> </tr> <tr> <td>令和4年11月9日（水）</td> <td>入札参加資格確認結果の通知</td> </tr> <tr> <td>令和4年11月14日（月）～18日（金）</td> <td>入札説明書等に関する質問の受付期間（第2回）</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月上旬</td> <td>対面的対話の実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月16日（金）</td> <td>入札説明書等に関する質問の回答（第2回）</td> </tr> <tr> <td>令和5年1月16日（月）～20日（金）</td> <td>入札提案書類の受付期間</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月下旬</td> <td>入札提案書類に関するヒアリング、審査</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月下旬</td> <td>落札者の決定及び公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年4月中旬</td> <td>基本協定締結</td> </tr> <tr> <td>令和5年5月上旬</td> <td>事業仮契約締結</td> </tr> <tr> <td>令和5年第2回定例会議決日</td> <td>事業契約締結</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和4年10月11日（火）	入札公告（入札説明書等の公表日）	（応募者の希望日による）	現地確認	令和4年10月12日（水）～18日（火）	入札説明書等に関する質問の受付期間（第1回）	令和4年10月24日（月）	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）	令和4年10月31日（月）～11月4日（金）	参加表明書、入札資格確認申請書等の書類の受付期間	令和4年11月9日（水）	入札参加資格確認結果の通知	令和4年11月14日（月）～18日（金）	入札説明書等に関する質問の受付期間（第2回）	令和4年12月上旬	対面的対話の実施	令和4年12月16日（金）	入札説明書等に関する質問の回答（第2回）	令和5年1月16日（月）～20日（金）	入札提案書類の受付期間	令和5年3月下旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査	令和5年3月下旬	落札者の決定及び公表	令和5年4月中旬	基本協定締結	令和5年5月上旬	事業仮契約締結	令和5年第2回定例会議決日	事業契約締結
時 期	内 容																																																																
令和4年7月1日（金）	入札公告（入札説明書等の公表日）																																																																
令和4年7月6日（水）～8日（金）	現地確認																																																																
令和4年7月11日（月）～15日（金）	入札説明書等に関する質問の受付期間（第1回）																																																																
令和4年7月29日（金）	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）																																																																
令和4年8月8日（月）～12日（金）	参加表明書、入札資格確認申請書等の書類の受付期間																																																																
令和4年8月26日（金）	入札参加資格確認結果の通知																																																																
令和4年9月5日（月）～9日（金）	入札説明書等に関する質問の受付期間（第2回）																																																																
令和4年9月下旬	対面的対話の実施																																																																
令和4年10月14日（金）	入札説明書等に関する質問の回答（第2回）																																																																
令和4年12月5日（月）～9日（金）	入札提案書類の受付期間																																																																
令和5年2月中旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査																																																																
令和5年2月中旬	落札者の決定及び公表																																																																
令和5年3月下旬	基本協定締結																																																																
令和5年5月上旬	事業仮契約締結																																																																
令和5年第2回定例会議決日	事業契約締結																																																																
時 期	内 容																																																																
令和4年10月11日（火）	入札公告（入札説明書等の公表日）																																																																
（応募者の希望日による）	現地確認																																																																
令和4年10月12日（水）～18日（火）	入札説明書等に関する質問の受付期間（第1回）																																																																
令和4年10月24日（月）	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）																																																																
令和4年10月31日（月）～11月4日（金）	参加表明書、入札資格確認申請書等の書類の受付期間																																																																
令和4年11月9日（水）	入札参加資格確認結果の通知																																																																
令和4年11月14日（月）～18日（金）	入札説明書等に関する質問の受付期間（第2回）																																																																
令和4年12月上旬	対面的対話の実施																																																																
令和4年12月16日（金）	入札説明書等に関する質問の回答（第2回）																																																																
令和5年1月16日（月）～20日（金）	入札提案書類の受付期間																																																																
令和5年3月下旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査																																																																
令和5年3月下旬	落札者の決定及び公表																																																																
令和5年4月中旬	基本協定締結																																																																
令和5年5月上旬	事業仮契約締結																																																																
令和5年第2回定例会議決日	事業契約締結																																																																
<p>P19 3_予定価格及び入札書比較価格</p> <p>(1) 予定価格 104,500,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む。） 入札書比較価格 95,000,000 千円（消費税及び地方消費税額を含まない。）</p>	<p>P18 3_予定価格及び入札書比較価格</p> <p>(1) 予定価格 91,762,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む。） 入札書比較価格 83,420,000 千円（消費税及び地方消費税額を含まない。）</p>																																																																
<p>P31 3_入札提案書類</p> <p>入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札提案書類提出届等</td> <td>各1部</td> </tr> <tr> <td>入札書</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">提案書</td> <td>技術提案書</td> <td rowspan="4">各11部 （正本1部、副本10部）</td> </tr> <tr> <td>施設計画図書</td> </tr> <tr> <td>添付資料</td> </tr> <tr> <td>提案図書概要</td> </tr> <tr> <td>技術提案書概要版（外部公表用）</td> <td>11部</td> </tr> <tr> <td>提案書及び提案概要の電子データ（CD-R等）</td> <td>3部</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	部数	入札提案書類提出届等	各1部	入札書	1部	提案書	技術提案書	各11部 （正本1部、副本10部）	施設計画図書	添付資料	提案図書概要	技術提案書概要版（外部公表用）	11部	提案書及び提案概要の電子データ（CD-R等）	3部	<p>P29 3_入札提案書類</p> <p>入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札提案書類提出届等</td> <td>各1部</td> </tr> <tr> <td>入札書</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">提案書</td> <td>技術提案書</td> <td rowspan="4">各11部 （正本1部、副本10部）</td> </tr> <tr> <td>施設計画図書</td> </tr> <tr> <td>添付資料</td> </tr> <tr> <td>提案図書概要</td> </tr> <tr> <td>技術提案書概要版（外部公表用）</td> <td>11部</td> </tr> <tr> <td>基準金利を証明する資料</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>提案書及び提案概要の電子データ（CD-R等）</td> <td>3部</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	部数	入札提案書類提出届等	各1部	入札書	1部	提案書	技術提案書	各11部 （正本1部、副本10部）	施設計画図書	添付資料	提案図書概要	技術提案書概要版（外部公表用）	11部	基準金利を証明する資料	1部	提案書及び提案概要の電子データ（CD-R等）	3部																														
提出書類	部数																																																																
入札提案書類提出届等	各1部																																																																
入札書	1部																																																																
提案書	技術提案書	各11部 （正本1部、副本10部）																																																															
	施設計画図書																																																																
	添付資料																																																																
	提案図書概要																																																																
技術提案書概要版（外部公表用）	11部																																																																
提案書及び提案概要の電子データ（CD-R等）	3部																																																																
提出書類	部数																																																																
入札提案書類提出届等	各1部																																																																
入札書	1部																																																																
提案書	技術提案書	各11部 （正本1部、副本10部）																																																															
	施設計画図書																																																																
	添付資料																																																																
	提案図書概要																																																																
技術提案書概要版（外部公表用）	11部																																																																
基準金利を証明する資料	1部																																																																
提案書及び提案概要の電子データ（CD-R等）	3部																																																																

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）																								
記載なし	P32 3_入札提案書類 (8) 基準金利を証明する資料（入札公告時の東京時間午前10時30分に公表される東京スワップレート（TONA 参照）の10年のテナー）																								
<p>P44 別紙3_本事業において市がPFI事業者に支払う対価 2_対価の算定方法 (1)設計・建設業務に係る対価 エ_整備割賦払金</p> <p>市は、設計・建設業務に係る対価のうち建設一時払金を除いた額を78回（運営期間19.5年×年4回払）で元利均等分割した額を整備割賦払金として、運営期間にわたりPFI事業者を支払う。整備割賦払金は、次の元金と支払利息の合計額である。</p> <p>(ア) 元金：設計・建設費の総額から建設一時払金を除いた額。</p> <p>(イ) 支払利息：元金のうち、金融機関からの借入金を元本とし、基準金利と事業者が入札提案書に記載したスプレッドの合計額。</p> <p>基準金利は、東京時間午前10時30分に公表される東京スワップレート（TONA 参照）の20年のテナーとする。入札提案書の作成に当たり、金利の決定となる基準日は、令和4年7月1日（入札公告日）とする。なお、基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利は0%として支払利息を提案すること。</p>	<p>P42 別紙3_本事業において市が支払う対価 2_対価の算定方法 (1)設計・建設業務に係る対価 エ_整備割賦払金</p> <p>市は、設計・建設業務に係る対価のうち建設一時払金を除いた額を78回（運営期間19.5年×年4回払）で元利均等分割した額を整備割賦払金として、運営期間にわたりPFI事業者を支払う。整備割賦払金は、次の元金と支払利息の合計額である。</p> <p>(1)元金：設計・建設費の総額から建設一時払金を除いた額。</p> <p>(2)支払利息：元金のうち、金融機関からの借入金を元本とし、基準金利と事業者が入札提案書に記載したスプレッドの合計額。</p> <p>基準金利は、東京時間午前10時30分に公表される東京スワップレート（TONA 参照）の10年のテナーとする。入札提案書の作成に当たり、金利の決定となる基準日は、令和4年10月11日（入札公告日）とする。なお、基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利は0%として支払利息を提案すること。</p>																								
<p>P45 別紙3_本事業において市がPFI事業者に支払う対価 2_対価の算定方法 (2)運営に係る対価 ア_エネルギー回収型廃棄物処理施設運営費の算定方法</p> <table border="1" data-bbox="210 856 1412 1663"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払の対象となる費用</th> <th>対価の算定方法^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費 A</td> <td>①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ➢電気基本料金、水道基本料金 ➢油脂類費 ➢測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ➢建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等</td> <td>■各支払期の支払金額 = [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）</td> </tr> <tr> <td>変動費 A</td> <td>①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことによりPFI事業者が提案できる。）</td> <td>■各支払期の支払金額 = 各支払期の処理量（実績値）^{※3} × 提案単価（円/t）^{※4} ※入札価格の算定に当たっては、 = 各年度処理量（計画値）× 提案単価（円/t） とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>売電増加分の対価</td> <td>①インセンティブフィー</td> <td>■各支払期の支払金額^{※5} = [実売電電力量 - 提案売電電力量（ごみ1t当たりの売電電力量（提案値）× 各支払期の処理量（実績値））^{※6}] × 売電単価^{※7} × 50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1~4 (略)</p> <p>※5 [実売電電力量 - 提案売電電力量] > 0 の場合（実売電電力量が、提案売電電力量より、5%以上上回っていることが確認された場合）、提案売電電力量の達成分（実売電電力量の提案売電電力量からの超過分^{※8}）に当該確認期間^{※9}における売電単価^{※7}の50%（小数点以下第3位を四捨五入）を乗じた金額を当該超過が発生した確認期間の翌第4四半期に係る運営業務委託料と併せて、売電収入増加分の対価として支払う。</p>	区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}	固定費 A	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ➢電気基本料金、水道基本料金 ➢油脂類費 ➢測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ➢建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 = [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）	変動費 A	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことによりPFI事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 = 各支払期の処理量（実績値） ^{※3} × 提案単価（円/t） ^{※4} ※入札価格の算定に当たっては、 = 各年度処理量（計画値）× 提案単価（円/t） とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。	売電増加分の対価	①インセンティブフィー	■各支払期の支払金額 ^{※5} = [実売電電力量 - 提案売電電力量（ごみ1t当たりの売電電力量（提案値）× 各支払期の処理量（実績値）） ^{※6}] × 売電単価 ^{※7} × 50%	<p>P43 別紙3_本事業において市が支払う対価 2_対価の算定方法 (2)運営に係る対価 ア_エネルギー回収型廃棄物処理施設運営費の算定方法</p> <table border="1" data-bbox="1552 856 2754 1780"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払の対象となる費用</th> <th>対価の算定方法^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費 A</td> <td>①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ➢電気基本料金、水道基本料金 ➢油脂類費 ➢測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ➢建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等</td> <td>■各支払期の支払金額 = [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）</td> </tr> <tr> <td>変動費 A</td> <td>①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）</td> <td>■各支払期の支払金額 = 各支払期の処理量（実績値）^{※3} × 提案単価（円/t）^{※4} ※入札価格の算定に当たっては、 = 各年度処理量（計画値）× 提案単価（円/t） とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>売電増加分の対価</td> <td>①インセンティブフィー</td> <td>■各支払期の支払金額^{※5} = [実売電電力量 - 提案売電電力量（ごみ1t当たりの売電電力量（提案値）× 各支払期の処理量（実績値））^{※6}] × 売電単価^{※7} × 50% ■本市がPFI事業者を支払う売電増大に関するインセンティブフィーは、上式の「実売電電力量 - 提案売電電力量」の算出結果において、提案売電電力量の5%相当分を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1~4 (略)</p> <p>※5 [実売電電力量 - 提案売電電力量] > 0 の場合（実売電電力量が、提案売電電力量より、5%以上上回っていることが確認された場合）、提案売電電力量の達成分（実売電電力量の提案売電電力量からの超過分^{※8}）に当該確認期間^{※9}における売電単価^{※7}の50%（小数点以下第3位を四捨五入）を乗じた金額を当該年度金額確定後速やかに事業者へ通知するとともに、売電収入増加分の対価として速やかに支払う。ただし、売電収入増加分の対価を算出する上での提案売電電力量の達</p>	区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}	固定費 A	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ➢電気基本料金、水道基本料金 ➢油脂類費 ➢測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ➢建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 = [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）	変動費 A	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 = 各支払期の処理量（実績値） ^{※3} × 提案単価（円/t） ^{※4} ※入札価格の算定に当たっては、 = 各年度処理量（計画値）× 提案単価（円/t） とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。	売電増加分の対価	①インセンティブフィー	■各支払期の支払金額 ^{※5} = [実売電電力量 - 提案売電電力量（ごみ1t当たりの売電電力量（提案値）× 各支払期の処理量（実績値）） ^{※6}] × 売電単価 ^{※7} × 50% ■本市がPFI事業者を支払う売電増大に関するインセンティブフィーは、上式の「実売電電力量 - 提案売電電力量」の算出結果において、提案売電電力量の5%相当分を上限とする。
区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}																							
固定費 A	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ➢電気基本料金、水道基本料金 ➢油脂類費 ➢測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ➢建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 = [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）																							
変動費 A	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことによりPFI事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 = 各支払期の処理量（実績値） ^{※3} × 提案単価（円/t） ^{※4} ※入札価格の算定に当たっては、 = 各年度処理量（計画値）× 提案単価（円/t） とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。																							
売電増加分の対価	①インセンティブフィー	■各支払期の支払金額 ^{※5} = [実売電電力量 - 提案売電電力量（ごみ1t当たりの売電電力量（提案値）× 各支払期の処理量（実績値）） ^{※6}] × 売電単価 ^{※7} × 50%																							
区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}																							
固定費 A	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ➢電気基本料金、水道基本料金 ➢油脂類費 ➢測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ➢建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 = [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）																							
変動費 A	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 = 各支払期の処理量（実績値） ^{※3} × 提案単価（円/t） ^{※4} ※入札価格の算定に当たっては、 = 各年度処理量（計画値）× 提案単価（円/t） とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。																							
売電増加分の対価	①インセンティブフィー	■各支払期の支払金額 ^{※5} = [実売電電力量 - 提案売電電力量（ごみ1t当たりの売電電力量（提案値）× 各支払期の処理量（実績値）） ^{※6}] × 売電単価 ^{※7} × 50% ■本市がPFI事業者を支払う売電増大に関するインセンティブフィーは、上式の「実売電電力量 - 提案売電電力量」の算出結果において、提案売電電力量の5%相当分を上限とする。																							

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）																		
<p>[実売電力量－提案売電力量]=0の場合、売電収入増加分の対価は0円とする。 [実売電力量－提案売電力量]<0の場合（実売電力量が、提案売電力量より、5%以上下回っていることが確認された場合）、提案売電力量の未達成として、別紙6に示す減額等の措置を行う。</p> <p>※6～10（略）</p>	<p>成分（実売電力量の提案売電力量からの超過分）は提案売電力量の5%を上限とする。 [実売電力量－提案売電力量]=0の場合、売電収入増加分の対価は0円とする。 [実売電力量－提案売電力量]<0の場合（実売電力量が、提案売電力量より、5%以上下回っていることが確認された場合）、提案売電力量の未達成として、別紙6に示す減額等の措置を行う。</p> <p>※6～10（略）</p>																		
<p>P46 別紙3_本事業において市がPFI事業者に支払う対価 2_対価の算定方法 (2)運営業務に係る対価 イ_マテリアルリサイクル推進施設運営費の算定方法</p> <table border="1" data-bbox="201 373 1418 1003"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払の対象となる費用</th> <th>対価の算定方法^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費B</td> <td>①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶油脂類費 ▶測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等</td> <td>■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）</td> </tr> <tr> <td>変動費B</td> <td>①変動費用 ・燃料費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）</td> <td>■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値）^{※2}×提案単価（円/t） ※入札価格の算定に当たっては、 ＝各年度処理量（計画値）×提案単価（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}	固定費B	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶油脂類費 ▶測定・分析費（ 排ガス、排水、飛灰等 ） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）	変動費B	①変動費用 ・燃料費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値） ^{※2} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定に当たっては、 ＝各年度処理量（計画値）×提案単価（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。	<p>P44 別紙3_本事業において市が支払う対価 2_対価の算定方法 (2)運営業務に係る対価 イ_マテリアルリサイクル推進施設運営費の算定方法</p> <table border="1" data-bbox="1549 373 2766 1003"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払の対象となる費用</th> <th>対価の算定方法^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費B</td> <td>①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶油脂類費 ▶測定・分析費（悪臭、粉じん、排水等） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等</td> <td>■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）</td> </tr> <tr> <td>変動費B</td> <td>①変動費用 ・燃料費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）</td> <td>■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値）^{※2}×提案単価（円/t） ※入札価格の算定に当たっては、 ＝各年度処理量（計画値）×提案単価（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}	固定費B	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶油脂類費 ▶測定・分析費（ 悪臭、粉じん、排水等 ） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）	変動費B	①変動費用 ・燃料費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値） ^{※2} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定に当たっては、 ＝各年度処理量（計画値）×提案単価（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。
区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}																	
固定費B	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶油脂類費 ▶測定・分析費（ 排ガス、排水、飛灰等 ） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）																	
変動費B	①変動費用 ・燃料費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値） ^{※2} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定に当たっては、 ＝各年度処理量（計画値）×提案単価（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。																	
区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}																	
固定費B	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶油脂類費 ▶測定・分析費（ 悪臭、粉じん、排水等 ） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）																	
変動費B	①変動費用 ・燃料費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値） ^{※2} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定に当たっては、 ＝各年度処理量（計画値）×提案単価（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。																	
<p>P47 別紙3_本事業において市がPFI事業者に支払う対価 2_対価の算定方法 (5)余熱利用施設運営業務に係る対価 ア 余熱利用施設運営業務運営費の算定方法</p> <table border="1" data-bbox="201 1100 1418 1520"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払の対象となる費用</th> <th>対価の算定方法^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱利用施設運営業務委託料</td> <td>①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶燃料費、薬剤費、光熱水費、油脂類費、 ▶測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等</td> <td>■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}	余熱利用施設運営業務委託料	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶燃料費、薬剤費、光熱水費、油脂類費、 ▶測定・分析費（ 排ガス、排水、飛灰等 ） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）	<p>P44 別紙3_本事業において市が支払う対価 2_対価の算定方法 (3)余熱利用施設運営業務に係る対価 ア 余熱利用施設運営費の算定方法</p> <table border="1" data-bbox="1549 1100 2766 1520"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払の対象となる費用</th> <th>対価の算定方法^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱利用施設運営業務委託料</td> <td>①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶燃料費、薬剤費、光熱水費、油脂類費、 ▶測定・分析費（水質、悪臭、排水等） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等</td> <td>■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}	余熱利用施設運営業務委託料	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶燃料費、薬剤費、光熱水費、油脂類費、 ▶測定・分析費（ 水質、悪臭、排水等 ） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）						
区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}																	
余熱利用施設運営業務委託料	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶燃料費、薬剤費、光熱水費、油脂類費、 ▶測定・分析費（ 排ガス、排水、飛灰等 ） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）																	
区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}																	
余熱利用施設運営業務委託料	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ▶燃料費、薬剤費、光熱水費、油脂類費、 ▶測定・分析費（ 水質、悪臭、排水等 ） ▶建築設備保守費、清掃、環境整備費等 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用 ②補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×19.5年）																	
<p>P48 別紙3_本事業において市がPFI事業者に支払う対価 3_対価の支払方法 (2)運営業務、残渣運搬業務、残渣資源化業務、余熱利用施設運営業務に係る対価 (キ) 余熱利用施設運営業務費用の1回当たりの支払額は、事業者が提案した19.5年間の合計額を78回で除した金額とする。</p>	<p>P45 別紙3_本事業において市が支払う対価 3_対価の支払方法 (2)運営業務、余熱利用施設運営業務に係る対価 (カ) 余熱利用施設運営業務費用の1回当たりの支払額は、事業者が提案した19.5年間の合計額を78回で除した金額を、余熱利用施設運営事業者に対して当該運営業務に係る対価として支払う。</p>																		
<p>P49 別紙3_本事業において市がPFI事業者に支払う対価 4_物価変動等による改定 (1)物価変動等の指標 ア_設計・建設業務に係る対価 (イ) 整備割賦払金 金利変動を考慮した改定を行うため、運営開始時及び運営11年度目である第39回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りの整備割賦払金を算定し直す。なお、事業者から提案されたスプレッドは、原則見直し</p>	<p>P46 別紙3_本事業において市が支払う対価 4_物価変動等による改定 (1)物価変動等の指標 ア_設計・建設業務に係る対価 (イ) 整備割賦払金 金利変動を考慮した改定を行うため、運営開始時及び運営11年度目である第39回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りの整備割賦払金を算定し直す。なお、事業者から提案されたスプレッドは、原則見直し</p>																		

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）
<p>ない。</p> <p>基準金利の見直しは、東京時間午前10時30分に公表される東京スワップレート（TONA 参照）の20年のテナーより算定した金利をいい、金利の決定となる基準日は、本施設の所有権移転日及び令和19年4月1日（銀行営業日でない場合はその翌営業日）とする。</p> <p>なお、上記により算定される基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利は0%とする。</p>	<p>ない。</p> <p>基準金利の見直しは、東京時間午前10時30分に公表される東京スワップレート（TONA 参照）の10年のテナーより算定した金利をいい、金利の決定となる基準日は、本施設の所有権移転日及び令和19年4月1日（銀行営業日でない場合はその翌営業日）とする。</p> <p>なお、上記により算定される基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利は0%とする。</p>
<p>P60 別紙6_モニタリング及び運営業務に係る対価の減額等 2_運営期間中のモニタリング</p> <p>(8) 焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各発生量の未達成の場合に係る減額等の措置</p> <p>焼却灰、飛灰又は溶融飛灰のそれぞれについて、実灰発生率（各灰の搬出量÷処理量）が、提案灰発生率を10%以上上回った場合には、各発生量の未達成分として、次の算定式による金額を運営業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生がPFI事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。なお、ごみ質（灰分）等が要求水準から変動したか否かはPFI事業者が運営期間中に実施するごみ質調査結果を用いて判断する。</p> <p>【焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各発生量未達成時における減額の算定式】</p> <p>減額金額^{※1} = (実発生量 - 提案発生量^{※2}) × 当該年度における処理単価^{※3}</p> <p>※1 減額金額は、残渣（焼却灰、飛灰又は溶融飛灰）について、本施設から発生する品目ごとに算定する。</p> <p>※2 提案発生量：様式第15号-3-2（別紙2）に基づきPFI事業者より提案された各残渣の発生率に当該年度における本施設の実処理量を乗じた量。</p> <p>※3 処理単価：焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各処理方法に応じた当該年度の1tあたりの処理費用（運搬費を含む）。</p>	<p>P56 別紙6_モニタリング及び運営業務に係る対価の減額等 2_運営期間中のモニタリング</p> <p>(8) 焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各搬出量の未達成の場合に係る減額等の措置</p> <p>焼却灰、飛灰又は溶融飛灰のそれぞれについて、実灰搬出率（各灰の搬出量÷ごみ処理量）が、提案灰搬出率を10%以上上回った場合には、各搬出量の未達成分として、次の算定式による金額を運営業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生がPFI事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。なお、ごみ質（灰分）等が要求水準から変動したか否かはPFI事業者が運営期間中に実施するごみ質調査結果を用いて判断する。</p> <p>【焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各搬出量未達成時における減額の算定式】</p> <p>減額金額^{※1} = (実搬出量 - 提案搬出量^{※2}) × 当該年度における処理単価^{※3}</p> <p>※1 減額金額は、残渣（焼却灰、飛灰又は溶融飛灰）について、本施設から搬出する品目ごとに算定する。 なお、焼却灰は湿灰、飛灰又は溶融飛灰は乾灰での搬出を想定する。</p> <p>※2 提案搬出量：様式第15号-3-2（別紙2）に基づき事業者より提案された各残渣の搬出率に当該年度における本施設の実処理量を乗じた量。</p> <p>※3 処理単価：市が設定する焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の当該年度の1tあたりの資源化委託費用（運搬委託費を含む）。</p>
<p>P60 別紙6_モニタリング及び運営業務に係る対価の減額等 3_焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の資源化提案の未達成の場合に係る措置</p> <p>(1) 本施設から発生する焼却灰、飛灰又は溶融飛灰について、やむを得ず事業者提案に基づく資源化方法により有効利用できないと市が認めた場合には、PFI事業者の費用負担（運搬費を含む）により処分を行う。ただし、PFI事業者は、その処分方法、処分先等について、事前に市の承諾を得るものとする。この場合において、市は、処分先業者及びPFI事業者との三者契約を締結する等の必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 上記(1)により、焼却灰、飛灰又は溶融飛灰のいずれかを処分した場合には、事業者提案の未達成として、「2(5) 運営業務に係る対価の減額等の措置」を適用する。ただし、当該未達成の発生が搬入禁止物の混入による場合など、PFI事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>P56 別紙6_モニタリング及び運営業務に係る対価の減額等 3_焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の品質等の未達成の場合に係る措置</p> <p>(1) 本施設から発生する焼却灰、飛灰又は溶融飛灰について、市が指定する基準を満たさない場合、PFI事業者は、基準を逸脱した焼却灰、飛灰又は溶融飛灰を自らの責任と費用で処理・処分する。その場合、市は、PFI事業者による処理・処分が法令違反とならないよう協力する。ただし、当該未達成の発生がPFI事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 上記(1)により、焼却灰、飛灰又は溶融飛灰のいずれかが市が指定する基準を満たさない場合には、事業者提案の未達成として、「2(5) 運営業務に係る対価の減額等の措置」を適用する。ただし、当該未達成の発生がPFI事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。</p>

2. 要求水準書

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）		変更後（令和4年10月11日付入札公告分）																																																																																																																																
P10	<p>1.1.2_設計・建設業務の概要 (1)設計・建設を行う施設</p> <p>ス_構内道路</p> <p>国道10号からの構内道路は、登坂車線を確保した3車線とすること。また、車両や歩行者の通行を安全かつ円滑に行えるよう、歩道を整備すること。</p>	P10	<p>1.1.2_設計・建設業務の概要 (1)設計・建設を行う施設</p> <p>ス_構内道路</p> <p>国道10号からの構内道路は、登坂車線を確保した3車線とすること。また、車両や歩行者の通行を安全かつ円滑に行えるよう、歩道を整備すること。</p> <p>なお、退出車両の混雑緩和のため、国道10号から敷地への進入部における構内道路は、上り1車線、下り2車線とする。（添付資料4参照）</p>																																																																																																																															
P17	<p>1.2.5_搬出入車両の最大仕様</p> <p>現状におけるごみの搬入、搬出車両の最大仕様を参考に示す。</p> <p>なお、運転管理業務に利用する車両の最大仕様については、提案とする。</p> <p>表 2-5 搬出入車両の最大仕様（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（参考）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両</th> <th rowspan="2">対象物</th> <th rowspan="2">最大車種</th> <th colspan="3">全長(mm)</th> <th rowspan="2">全幅(mm)</th> <th rowspan="2">全高(mm)</th> <th rowspan="2">車両総重量(kg)</th> </tr> <tr> <th>トラック</th> <th>セミトレーラ</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">搬入車両</td> <td rowspan="3">可燃ごみ</td> <td>バンボディー車</td> <td>11,990</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,490</td> <td>3,780</td> <td>24,950</td> </tr> <tr> <td>ダンプ車</td> <td>11,990</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,490</td> <td>3,680</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>脱着装置付コンテナ専用車</td> <td>9,150</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,460</td> <td>2,940</td> <td>22,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬出車両</td> <td>焼却灰</td> <td>リアダンプ・セミトレーラー車</td> <td>11,015</td> <td>5,820</td> <td>7,590</td> <td>2,490</td> <td>3,480</td> <td>45,980</td> </tr> <tr> <td>飛灰・溶融飛灰</td> <td>粉粒体運搬車 (ジェットパッカー車)</td> <td>11,770</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,490</td> <td>3,650</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>スラグ・メタル</td> <td>リアダンプ・セミトレーラー車</td> <td>10,993</td> <td>5,550</td> <td>7,640</td> <td>2,490</td> <td>3,350</td> <td>39,860</td> </tr> </tbody> </table>	車両	対象物	最大車種	全長(mm)			全幅(mm)	全高(mm)	車両総重量(kg)	トラック	セミトレーラ		搬入車両	可燃ごみ	バンボディー車	11,990	—	—	2,490	3,780	24,950	ダンプ車	11,990	—	—	2,490	3,680	25,000	脱着装置付コンテナ専用車	9,150	—	—	2,460	2,940	22,000	搬出車両	焼却灰	リアダンプ・セミトレーラー車	11,015	5,820	7,590	2,490	3,480	45,980	飛灰・溶融飛灰	粉粒体運搬車 (ジェットパッカー車)	11,770	—	—	2,490	3,650	25,000	スラグ・メタル	リアダンプ・セミトレーラー車	10,993	5,550	7,640	2,490	3,350	39,860	P17	<p>1.2.5_搬出入車両の最大仕様</p> <p>現状におけるごみの搬入、搬出車両の最大仕様を参考に示す。</p> <p>なお、運転管理業務に利用する車両の最大仕様については、提案とする。</p> <p>表 2-5 搬出入車両の最大仕様（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（参考）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両</th> <th rowspan="2">対象物</th> <th rowspan="2">最大車種</th> <th colspan="3">全長(mm)</th> <th rowspan="2">全幅(mm)</th> <th rowspan="2">全高(mm)</th> <th rowspan="2">車両総重量(kg)</th> </tr> <tr> <th>トラック</th> <th>フルトレーラ</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">搬入車両</td> <td rowspan="3">可燃ごみ</td> <td>バンボディー車</td> <td>11,990</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,490</td> <td>3,780</td> <td>24,950</td> </tr> <tr> <td>ダンプ車</td> <td>11,990</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,490</td> <td>3,680</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>脱着装置付コンテナ専用車</td> <td>9,150</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,460</td> <td>2,940</td> <td>22,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">搬出車両</td> <td rowspan="2">焼却灰</td> <td>リアダンプ・フルトレーラー車・スライドデッキ車 積載容量:21.2m³</td> <td>15,500</td> <td>9,300</td> <td>8,330</td> <td>2,490</td> <td>3,700</td> <td>(積載量 19,600)</td> </tr> <tr> <td>粉粒体運搬車 (ジェットパッカー車) タンク容量 26.2m³</td> <td>11,810</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,490</td> <td>3,650</td> <td>25,000 (積載量 13,100)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飛灰・溶融飛灰</td> <td>リアダンプ・フルトレーラー車・ウィング車 積載容量:21.2 m³</td> <td>11,970</td> <td>8,330</td> <td>11,090</td> <td>2,490</td> <td>3,780</td> <td>(積載量 20,000)</td> </tr> <tr> <td>スラグ・メタル</td> <td>リアダンプ・セミトレーラー車</td> <td>10,993</td> <td>5,550</td> <td>7,640</td> <td>2,490</td> <td>3,350</td> <td>39,860</td> </tr> </tbody> </table>	車両	対象物	最大車種	全長(mm)			全幅(mm)	全高(mm)	車両総重量(kg)	トラック	フルトレーラ		搬入車両	可燃ごみ	バンボディー車	11,990	—	—	2,490	3,780	24,950	ダンプ車	11,990	—	—	2,490	3,680	25,000	脱着装置付コンテナ専用車	9,150	—	—	2,460	2,940	22,000	搬出車両	焼却灰	リアダンプ・フルトレーラー車・スライドデッキ車 積載容量:21.2m ³	15,500	9,300	8,330	2,490	3,700	(積載量 19,600)	粉粒体運搬車 (ジェットパッカー車) タンク容量 26.2m ³	11,810	—	—	2,490	3,650	25,000 (積載量 13,100)	飛灰・溶融飛灰	リアダンプ・フルトレーラー車・ウィング車 積載容量:21.2 m ³	11,970	8,330	11,090	2,490	3,780	(積載量 20,000)	スラグ・メタル	リアダンプ・セミトレーラー車	10,993	5,550	7,640	2,490	3,350	39,860
車両	対象物				最大車種	全長(mm)					全幅(mm)	全高(mm)	車両総重量(kg)																																																																																																																					
		トラック	セミトレーラ																																																																																																																															
搬入車両	可燃ごみ	バンボディー車	11,990	—	—	2,490	3,780	24,950																																																																																																																										
		ダンプ車	11,990	—	—	2,490	3,680	25,000																																																																																																																										
		脱着装置付コンテナ専用車	9,150	—	—	2,460	2,940	22,000																																																																																																																										
搬出車両	焼却灰	リアダンプ・セミトレーラー車	11,015	5,820	7,590	2,490	3,480	45,980																																																																																																																										
	飛灰・溶融飛灰	粉粒体運搬車 (ジェットパッカー車)	11,770	—	—	2,490	3,650	25,000																																																																																																																										
	スラグ・メタル	リアダンプ・セミトレーラー車	10,993	5,550	7,640	2,490	3,350	39,860																																																																																																																										
車両	対象物	最大車種	全長(mm)			全幅(mm)	全高(mm)	車両総重量(kg)																																																																																																																										
			トラック	フルトレーラ																																																																																																																														
搬入車両	可燃ごみ	バンボディー車	11,990	—	—	2,490	3,780	24,950																																																																																																																										
		ダンプ車	11,990	—	—	2,490	3,680	25,000																																																																																																																										
		脱着装置付コンテナ専用車	9,150	—	—	2,460	2,940	22,000																																																																																																																										
搬出車両	焼却灰	リアダンプ・フルトレーラー車・スライドデッキ車 積載容量:21.2m ³	15,500	9,300	8,330	2,490	3,700	(積載量 19,600)																																																																																																																										
		粉粒体運搬車 (ジェットパッカー車) タンク容量 26.2m ³	11,810	—	—	2,490	3,650	25,000 (積載量 13,100)																																																																																																																										
	飛灰・溶融飛灰	リアダンプ・フルトレーラー車・ウィング車 積載容量:21.2 m ³	11,970	8,330	11,090	2,490	3,780	(積載量 20,000)																																																																																																																										
		スラグ・メタル	リアダンプ・セミトレーラー車	10,993	5,550	7,640	2,490	3,350	39,860																																																																																																																									
P17	<p>1.2.7_資源物等搬出車両</p> <p>資源物等の搬出車両の仕様は以下のとおりとする。</p> <p>表 2-6 搬出物搬出形態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出物</th> <th>搬出形態</th> <th>搬出頻度</th> <th>資源化（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却灰</td> <td>提案による</td> <td></td> <td>民間事業者へ資源化を委託</td> </tr> <tr> <td>スラグ</td> <td>—</td> <td></td> <td>PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。</td> </tr> <tr> <td>メタル</td> <td>—</td> <td></td> <td>PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。</td> </tr> <tr> <td>飛灰 溶融飛灰</td> <td>【ジェットパッカー車】</td> <td>毎日</td> <td>民間事業者へ資源化を委託</td> </tr> <tr> <td>ガス化炉回収金属</td> <td>提案による</td> <td></td> <td>PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。</td> </tr> <tr> <td>【 】</td> <td>提案による</td> <td></td> <td>【 】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害時のバックアップ体制を構築するため、資源化の委託先は複数確保する。PFI事業者は、委託先の条件に応じて柔軟に対応可能な体制を整備すること。</p>	搬出物	搬出形態	搬出頻度	資源化（参考）	焼却灰	提案による		民間事業者へ資源化を委託	スラグ	—		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。	メタル	—		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。	飛灰 溶融飛灰	【ジェットパッカー車】	毎日	民間事業者へ資源化を委託	ガス化炉回収金属	提案による		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。	【 】	提案による		【 】	P17	<p>1.2.7_資源物等搬出車両</p> <p>資源物等の搬出車両の仕様は以下のとおりとする。</p> <p>表 2-6 搬出物搬出形態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出物</th> <th>搬出形態</th> <th>搬出頻度</th> <th>資源化（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却灰</td> <td>【表 2-5 参照】</td> <td>毎日</td> <td>市が指定する資源化を行う事業者へ資源化委託</td> </tr> <tr> <td>スラグ</td> <td>—</td> <td></td> <td>PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。</td> </tr> <tr> <td>メタル</td> <td>—</td> <td></td> <td>PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。</td> </tr> <tr> <td>飛灰 溶融飛灰</td> <td>【表 2-5 参照】</td> <td>毎日</td> <td>市が指定する資源化を行う事業者へ資源化委託</td> </tr> <tr> <td>ガス化炉回収金属</td> <td>提案による</td> <td></td> <td>PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。</td> </tr> <tr> <td>【 】</td> <td>提案による</td> <td></td> <td>【 】</td> </tr> </tbody> </table>	搬出物	搬出形態	搬出頻度	資源化（参考）	焼却灰	【表 2-5 参照】	毎日	市が指定する資源化を行う事業者へ資源化委託	スラグ	—		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。	メタル	—		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。	飛灰 溶融飛灰	【表 2-5 参照】	毎日	市が指定する資源化を行う事業者へ資源化委託	ガス化炉回収金属	提案による		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。	【 】	提案による		【 】																																																																							
搬出物	搬出形態	搬出頻度	資源化（参考）																																																																																																																															
焼却灰	提案による		民間事業者へ資源化を委託																																																																																																																															
スラグ	—		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。																																																																																																																															
メタル	—		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。																																																																																																																															
飛灰 溶融飛灰	【ジェットパッカー車】	毎日	民間事業者へ資源化を委託																																																																																																																															
ガス化炉回収金属	提案による		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。																																																																																																																															
【 】	提案による		【 】																																																																																																																															
搬出物	搬出形態	搬出頻度	資源化（参考）																																																																																																																															
焼却灰	【表 2-5 参照】	毎日	市が指定する資源化を行う事業者へ資源化委託																																																																																																																															
スラグ	—		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。																																																																																																																															
メタル	—		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。																																																																																																																															
飛灰 溶融飛灰	【表 2-5 参照】	毎日	市が指定する資源化を行う事業者へ資源化委託																																																																																																																															
ガス化炉回収金属	提案による		PFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属する。																																																																																																																															
【 】	提案による		【 】																																																																																																																															
P18	<p>1.2.9_主要設備方式 (2)設備方式 表 2-7（抜粋）</p> <p>(2) 設備方式</p> <p>仕様の概要は以下のとおりとする。</p>	P19	<p>1.2.9_主要設備方式 (2)設備方式 表 2-7（抜粋）</p> <p>(2) 設備方式</p> <p>仕様の概要は以下のとおりとする。</p>																																																																																																																															

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）																																																											
<p style="text-align: center;">表 2-7 エネルギー回収型廃棄物処理施設の仕様概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名</th> <th>仕様概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>灰出し設備</td> <td>提案による</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	仕様概要	灰出し設備	提案による	<p style="text-align: center;">表 2-7 エネルギー回収型廃棄物処理施設の仕様概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名</th> <th>仕様概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>灰出し設備</td> <td> ストーカー方式の場合 焼却灰：資源化委託（ピット方式貯留 → 天蓋付ダンプ車等で搬出） 飛灰：資源化委託（集じん灰貯留槽で貯留 → ジェットバック車等で搬出） 緊急対応用として薬剤処理設備 → ピット方式貯留 → 天蓋付ダンプ車等で搬出 ルートを確保） シャフト炉式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式の場合 溶融飛灰：資源化委託（集じん灰貯留槽で貯留 → ジェットバック車等で搬出） 緊急対応用として薬剤処理設備 → ピット方式またはバンカ方式貯留 → 天蓋付ダンプ車等で搬出 ルートを確保） </td> </tr> </tbody> </table>	設備名	仕様概要	灰出し設備	ストーカー方式の場合 焼却灰：資源化委託（ピット方式貯留 → 天蓋付ダンプ車等で搬出） 飛灰：資源化委託（集じん灰貯留槽で貯留 → ジェットバック車等で搬出） 緊急対応用として薬剤処理設備 → ピット方式貯留 → 天蓋付ダンプ車等で搬出 ルートを確保） シャフト炉式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式の場合 溶融飛灰：資源化委託（集じん灰貯留槽で貯留 → ジェットバック車等で搬出） 緊急対応用として薬剤処理設備 → ピット方式またはバンカ方式貯留 → 天蓋付ダンプ車等で搬出 ルートを確保）																																																			
設備名	仕様概要																																																											
灰出し設備	提案による																																																											
設備名	仕様概要																																																											
灰出し設備	ストーカー方式の場合 焼却灰：資源化委託（ピット方式貯留 → 天蓋付ダンプ車等で搬出） 飛灰：資源化委託（集じん灰貯留槽で貯留 → ジェットバック車等で搬出） 緊急対応用として薬剤処理設備 → ピット方式貯留 → 天蓋付ダンプ車等で搬出 ルートを確保） シャフト炉式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式の場合 溶融飛灰：資源化委託（集じん灰貯留槽で貯留 → ジェットバック車等で搬出） 緊急対応用として薬剤処理設備 → ピット方式またはバンカ方式貯留 → 天蓋付ダンプ車等で搬出 ルートを確保）																																																											
<p>P23 1.2.12_公害防止基準 (10)焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準</p> <p>【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】の品質基準については、残渣資源化事業者の受入基準を満足する。</p>	<p>P24 1.2.12_公害防止基準 (10)焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準</p> <p>【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】の品質基準については、以下の基準を満足する。</p> <p style="text-align: center;">表 2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="19">焼却灰</td> <td>水分（含水率）</td> <td>25 Wt%</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>3 ng-TEQ/g</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">含有基準</td> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>45 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td>150 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>250 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>ひ素又はその化合物</td> <td>150 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td>15 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>セレン又はその化合物</td> <td>150 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>ふっ素</td> <td>4,000 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>ほう素</td> <td>4,000 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>ナトリウム</td> <td>7 Wt%</td> </tr> <tr> <td>カリウム</td> <td>7 Wt%</td> </tr> <tr> <td>塩素</td> <td>10 Wt%</td> </tr> <tr> <td>硫黄</td> <td>7 Wt%</td> </tr> <tr> <td>塩基度</td> <td>5 Wt%</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">溶出基準</td> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>0.005 mg/l</td> </tr> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>0.09 mg/l</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>0.3 mg/l</td> </tr> <tr> <td>六価クロム及びその化合物</td> <td>1.5 mg/l</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>0.3 mg/l</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>0.3 mg/l</td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>0.5 mg/l</td> </tr> <tr> <td>サイズ（寸法）※参考値</td> <td>250 mm</td> </tr> <tr> <td>異物混入率 ※参考値</td> <td>5 Wt%</td> </tr> <tr> <td>飛</td> <td>水分（含水率）※乾灰</td> <td>1 Wt%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	基準値	焼却灰	水分（含水率）	25 Wt%	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g	含有基準	カドミウム又はその化合物	45 mg/kg	鉛又はその化合物	150 mg/kg	六価クロム化合物	250 mg/kg	ひ素又はその化合物	150 mg/kg	水銀又はその化合物	15 mg/kg	セレン又はその化合物	150 mg/kg	ふっ素	4,000 mg/kg	ほう素	4,000 mg/kg	ナトリウム	7 Wt%	カリウム	7 Wt%	塩素	10 Wt%	硫黄	7 Wt%	塩基度	5 Wt%	溶出基準	アルキル水銀化合物	検出されないこと	水銀及びその化合物	0.005 mg/l	カドミウム及びその化合物	0.09 mg/l	鉛及びその化合物	0.3 mg/l	六価クロム及びその化合物	1.5 mg/l	砒素及びその化合物	0.3 mg/l	セレン及びその化合物	0.3 mg/l	1,4-ジオキサン	0.5 mg/l	サイズ（寸法）※参考値	250 mm	異物混入率 ※参考値	5 Wt%	飛	水分（含水率）※乾灰	1 Wt%
区分	項目	基準値																																																										
焼却灰	水分（含水率）	25 Wt%																																																										
	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g																																																										
	含有基準	カドミウム又はその化合物	45 mg/kg																																																									
		鉛又はその化合物	150 mg/kg																																																									
		六価クロム化合物	250 mg/kg																																																									
		ひ素又はその化合物	150 mg/kg																																																									
		水銀又はその化合物	15 mg/kg																																																									
		セレン又はその化合物	150 mg/kg																																																									
		ふっ素	4,000 mg/kg																																																									
		ほう素	4,000 mg/kg																																																									
		ナトリウム	7 Wt%																																																									
		カリウム	7 Wt%																																																									
	塩素	10 Wt%																																																										
	硫黄	7 Wt%																																																										
	塩基度	5 Wt%																																																										
	溶出基準	アルキル水銀化合物	検出されないこと																																																									
		水銀及びその化合物	0.005 mg/l																																																									
		カドミウム及びその化合物	0.09 mg/l																																																									
		鉛及びその化合物	0.3 mg/l																																																									
六価クロム及びその化合物		1.5 mg/l																																																										
砒素及びその化合物		0.3 mg/l																																																										
セレン及びその化合物		0.3 mg/l																																																										
1,4-ジオキサン		0.5 mg/l																																																										
サイズ（寸法）※参考値	250 mm																																																											
異物混入率 ※参考値	5 Wt%																																																											
飛	水分（含水率）※乾灰	1 Wt%																																																										

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）
---------------------	-----------------------

	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">含 有 基 準</td> <td>ダイオキシン類</td> <td style="text-align: right;">3 ng-TEQ/g</td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td style="text-align: right;">15 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td style="text-align: right;">2,500 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td style="text-align: right;">300 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td style="text-align: right;">300 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>ひ素又はその化合物</td> <td style="text-align: center;">検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>セレン又はその化合物</td> <td style="text-align: center;">検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>ふっ素</td> <td style="text-align: right;">2,000 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>ほう素</td> <td style="text-align: center;">－ mg/kg</td> </tr> <tr> <td>サイズ（寸法）</td> <td style="text-align: right;">1 mm</td> </tr> <tr> <td>異物混入率</td> <td style="text-align: right;">0 Wt%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">溶 融 飛 灰 （ 乾 灰）</td> <td>水分（含水率）※乾灰</td> <td style="text-align: right;">1 Wt%</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td style="text-align: right;">3 ng-TEQ/g</td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td style="text-align: right;">15 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td style="text-align: right;">2,500 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td style="text-align: right;">300 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td style="text-align: right;">300 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>ひ素又はその化合物</td> <td style="text-align: center;">検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>セレン又はその化合物</td> <td style="text-align: center;">検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>ふっ素</td> <td style="text-align: right;">2,000 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>ほう素</td> <td style="text-align: center;">－ mg/kg</td> </tr> <tr> <td>サイズ（寸法）</td> <td style="text-align: right;">1 mm</td> </tr> <tr> <td>異物混入率</td> <td style="text-align: right;">0 Wt%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※この基準は資源化の委託先に応じて変更される場合がある。PFI事業者は、本市が基準の変更を求めた場合は、誠意を以って対応すること。</p>	含 有 基 準	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g	水銀又はその化合物	15 mg/kg	鉛又はその化合物	2,500 mg/kg	カドミウム又はその化合物	300 mg/kg	六価クロム化合物	300 mg/kg	ひ素又はその化合物	検出されないこと	セレン又はその化合物	検出されないこと	ふっ素	2,000 mg/kg	ほう素	－ mg/kg	サイズ（寸法）	1 mm	異物混入率	0 Wt%	溶 融 飛 灰 （ 乾 灰）	水分（含水率）※乾灰	1 Wt%	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g	水銀又はその化合物	15 mg/kg	鉛又はその化合物	2,500 mg/kg	カドミウム又はその化合物	300 mg/kg	六価クロム化合物	300 mg/kg	ひ素又はその化合物	検出されないこと	セレン又はその化合物	検出されないこと	ふっ素	2,000 mg/kg	ほう素	－ mg/kg	サイズ（寸法）	1 mm	異物混入率	0 Wt%
含 有 基 準	ダイオキシン類		3 ng-TEQ/g																																														
	水銀又はその化合物		15 mg/kg																																														
	鉛又はその化合物		2,500 mg/kg																																														
	カドミウム又はその化合物		300 mg/kg																																														
	六価クロム化合物		300 mg/kg																																														
	ひ素又はその化合物		検出されないこと																																														
	セレン又はその化合物		検出されないこと																																														
	ふっ素		2,000 mg/kg																																														
	ほう素		－ mg/kg																																														
	サイズ（寸法）	1 mm																																															
異物混入率	0 Wt%																																																
溶 融 飛 灰 （ 乾 灰）	水分（含水率）※乾灰	1 Wt%																																															
	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g																																															
	水銀又はその化合物	15 mg/kg																																															
	鉛又はその化合物	2,500 mg/kg																																															
	カドミウム又はその化合物	300 mg/kg																																															
	六価クロム化合物	300 mg/kg																																															
	ひ素又はその化合物	検出されないこと																																															
	セレン又はその化合物	検出されないこと																																															
	ふっ素	2,000 mg/kg																																															
	ほう素	－ mg/kg																																															
サイズ（寸法）	1 mm																																																
異物混入率	0 Wt%																																																

記載なし	<p>P25 1.2.12_公害防止基準 (11)飛灰処理物の品質基準（溶出基準） 以下の基準以下とする。</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">表 2-18 飛灰処理物の溶出基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">項目</th> <th style="width:50%;">自主規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>0.005 mg/L</td> </tr> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>0.09 mg/L</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>0.3 mg/L</td> </tr> <tr> <td>六価クロム及びその化合物</td> <td>1.5 mg/L</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>0.3 mg/L</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>0.3 mg/L</td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>0.5 mg/L</td> </tr> </tbody> </table>	項目	自主規制値	アルキル水銀化合物	検出されないこと	水銀及びその化合物	0.005 mg/L	カドミウム及びその化合物	0.09 mg/L	鉛及びその化合物	0.3 mg/L	六価クロム及びその化合物	1.5 mg/L	砒素及びその化合物	0.3 mg/L	セレン及びその化合物	0.3 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
項目	自主規制値																		
アルキル水銀化合物	検出されないこと																		
水銀及びその化合物	0.005 mg/L																		
カドミウム及びその化合物	0.09 mg/L																		
鉛及びその化合物	0.3 mg/L																		
六価クロム及びその化合物	1.5 mg/L																		
砒素及びその化合物	0.3 mg/L																		
セレン及びその化合物	0.3 mg/L																		
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L																		

<p>P45 1.8.4_保証事項_(2)性能保証事項_表 2-32（抜粋）</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">表 2-32 エネルギー回収型廃棄物処理施設の引渡性能試験方法</p>	<p>P47 1.8.4_保証事項_(2)性能保証事項_表 2-34（抜粋）</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">表 2-34 エネルギー回収型廃棄物処理施設の引渡性能試験方法</p>
---	---

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）				変更後（令和4年10月11日付入札公告分）				
試験項目	試験方法	保証条件	備考	試験項目	試験方法	保証条件	備考	
焼却灰	熱しやく減量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は「昭和52年環衛95号」に準じ、市の指示する方法による。	5%以下	乾灰状態で の試料採取 を可とする。	熱しやく減量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は「昭和52年環衛95号」に準じ、市の指示する方法による。	5%以下	乾灰状態で の試料採取 を可とする。
	重金属含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法		※受け入れ 先の条件等 合致しない 場合でも 参考とす ること。	含水量 異物混入率 寸法等	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所	表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準以下	市が指定する搬入先の受入れ基準による。
	ダイオキシン類含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成16年環告台80号)による。	3ng-TEQ/g以下		重金属含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 【JIS K0102による。】 (4) 分析項目 表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準に示す項目	表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準以下	市が指定する搬入先の受入れ基準による。
	重金属含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法		※受け入れ 先の条件等 合致しない 場合でも 参考とす ること。	溶出基準	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(S48.2.17環境省告示第13号)による。 (4) 分析項目 表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準に示す項目	表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準以下	市が指定する搬入先の受入れ基準による。
飛灰・溶融飛灰	ダイオキシン類含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成16年環告台80号)による。	3ng-TEQ/g以下		ダイオキシン類含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成16年環告台80号)による。	3ng-TEQ/g以下	
	含水量 異物混入率 寸法等	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所			含水量 異物混入率 寸法等	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所	表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準以下	市が指定する搬入先の受入れ基準による。
	重金属含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 【JIS K0102による。】 (4) 分析項目 表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準に示す項目			重金属含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 【JIS K0102による。】 (4) 分析項目 表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準に示す項目	表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準以下	市が指定する搬入先の受入れ基準による。
	溶出基準	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(S48.2.17環境省告示第13号)による。 (4) 分析項目 市が指定する項目			溶出基準	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(S48.2.17環境省告示第13号)による。 (4) 分析項目 市が指定する項目		市が指定する搬入先の受入れ基準による。
ダイオキシン類含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成16年環告台80号)による。	3ng-TEQ/g以下		ダイオキシン類含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成16年環告台80号)による。	3ng-TEQ/g以下		

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）				
	飛灰・溶融飛灰処理物	溶出基準	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(S48.2.17環境省告示第13号)」による。 (4) 分析項目 表2-18 飛灰処理物の溶出基準に示す項目	表2-18 飛灰処理物の溶出基準以下	市が指定する搬入先の受入れ基準による
		ダイオキシン類含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成16年環告台80号)による。	3ng-TEQ/g以下	
P60 2.1.1_本施設の配置・動線 (7) 敷地や施設外周には植栽を行う。植栽計画にあたっては、周辺環境に調和した種類を植樹すると共に、多目的広場、境界部、車両進入部等は積極的に緑化を図る。また、周囲の法面については、落石対策（硬岩盤である法面露出部風化による表層剥離等の対策）を行うと共に、景観への配慮として緑化を計画すること。	P63 2.1.1_本施設の配置・動線 (7) 敷地や施設外周には植栽を行う。植栽計画にあたっては、周辺環境に調和した種類を植樹すると共に、多目的広場、境界部、車両進入部等は積極的に緑化を図る。また、周囲の法面については、落石対策（硬岩盤である法面露出部風化による表層剥離等の対策）を行うと共に、景観への配慮として緑化を計画すること。なお、敷地や施設外周の緑化については、生態系被害防止外来種リスト（環境省及び大分県）の掲載種が混入しないように十分に配慮するとともに、地元専門家からの助言を受けながら、地域に固有の在来種を可能な限り使用し、地域生態系の保全に配慮すること。				
記載なし	P123 3.12.4_定量供給装置 (1)形式 【 】 (2)数量 【 】基 (3)主要項目（1基につき） ア 能力 【 】t/h イ 主要材質 【 】 ウ 電動機 【 】V×【 】P×【 】kW (4)付属品 【 】 (5)特記事項 ア 混練機に定量的に一定量を送るために設ける。 イ 飛散防止対策を講ずる。 ウ 下流側機器とのインターロックを設ける。 P123 3.12.5_重金属固定剤供給ポンプ (1)形式 【 】 (2)数量 【 】基（交互運転） (3)主要項目（1基につき） ア 能力 【 】ℓ/h イ 主要材質 【 】 (4)付属品 【圧力計、背圧弁、安全弁】 (5)特記事項 ア 定量供給が円滑にできること。 P124 3.12.6_重金属固定剤貯留槽				

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）
	<p>(1)形式 【円筒型】</p> <p>(2)数量 1基</p> <p>(3)主要項目（1基につき）</p> <p>ア 容量 【 】m³</p> <p>イ 使用薬剤 【 】</p> <p>ウ 主要材質 【 】</p> <p>(4)付属品 【液面計、レベル計】</p> <p>(5)特記事項</p> <p>ア 容量は、基準ごみ3炉定格運転時排出量の常時7日以上とする。</p> <p>P124 3.12.7_混練機</p> <p>(1)形式 【 】</p> <p>(2)数量 【 】基</p> <p>(3)主要項目（1基につき）</p> <p>ア 能力 【 】t/h</p> <p>イ 処理物形状 【 】</p> <p>ウ 駆動方式 【 】</p> <p>エ 主要材質 【 】</p> <p>オ 電動機 【 】V×【 】P×【 】kW</p> <p>カ 操作方式 【自動、現場手動】</p> <p>(4)付属品 【 】</p> <p>(5)特記事項</p> <p>ア 資源化先が受け入れできない場合等に薬剤処理ができるように設置する。</p> <p>イ 飛散防止対策を講ずる。</p> <p>ウ セルフクリーニング機構を持つ。</p> <p>P124 3.12.8_飛灰処理物搬送コンベヤ</p> <p>(1)形式 【 】</p> <p>(2)数量 【 】基</p> <p>(3)主要項目（1基につき）</p> <p>ア 能力 【 】t/h</p> <p>イ 寸法 幅【 】m×長さ【 】m</p> <p>ウ 主要材質 【 】</p> <p>エ 駆動方式 【 】</p> <p>オ 電動機 【 】V×【 】P×【 】kW</p> <p>カ 操作方式 【 】</p> <p>(4)付属品 【 】</p> <p>(5)特記事項</p> <p>ア コンベヤの点検、整備スペースを設ける。</p> <p>イ コンベヤの耐摩耗対策を考慮する。</p> <p>ウ 本体から処理物が発生しないよう防じんカバー等の対策を講ずる。</p> <p>エ コンベヤのテール部及びヘッド部付近に、処理物のこぼれ落ち及び堆積が生じない構造とする。</p>

オ 硫化水素発生対策として、機器内部又は室内の換気を行う。

P125 3.12.9_飛灰処理物ピット

(1)形式 【ピット】

(2)数量 【 】基

(3)主要項目（1基につき）

ア 容量 【 】m³（日計画排出量の【 】日分）

イ 寸法 幅【 】m×奥行【 】m×高さ【 】m

ウ 主要材質 【 】

エ 駆動方式 【 】

オ 操作方式 【 】

(4)付属品 【 】

(5)特記事項

ア ピットの有効容量算出の基準レベルは、コンベヤ等投入機器の下面の水平線以下とする。

イ 容量は、基準ごみ3炉定格運転時排出量の常時7日以上とする。

ウ ピット底部照度は150ルクス以上を確保する。

エ 照明は、できるだけ省エネ型を採用する。高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とする。

オ 底部の汚水が速やかに排出されるように、適当な水勾配、底部形状を設ける。また、スクリーンは、ステンレス鋼製とし清掃の容易な構造とする。

カ ピット内壁の三方向の側壁に、打ち込み表示式の灰残量表示用目盛を設ける。

キ 見学者通路等に臭気が漏洩しないよう、防臭対策を講ずる。

ク ピット内を負圧に保つため、換気を行う。

ケ バケットの衝突に備えて鉄筋のかぶり厚を壁面70mm以上、底面100mm以上とする。

コ ピット内は多湿となるため、付近の機器の腐食防止を行う。

サ クレーンは、灰クレーンとの共用を可とする。

シ シャフト炉式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式を採用し、飛灰処理物バンカ形式を選択する場合は、本条件に則して計画すること。

P235 4.2.5_施設運転中の計測管理 表3-2（抜粋）

表3-2 施設運転中の計測

区分	計測地点	項目	頻度		
			稼動初期	安定操業期	
ばいじん・灰	飛灰 溶融飛灰	灰出し設備	搬出量	都度	都度
			重金属含有量	6回/年	4回/年
			ダイオキシン類含有量	4回/年	2回/年
			受入先の条件による必要な項目	【 】	【 】
	焼却灰	灰出し設備	搬出量	都度	都度
			熱しゃく減量、水分、未燃分、不燃物	1回/月・炉	1回/月・炉
			重金属含有量	6回/年	4回/年
			ダイオキシン類含有量	4回/年	2回/年
受入先の条件による必要な項目			【 】	【 】	

P274 添付資料一覧

P240 4.2.5_施設運転中の計測管理 表3-2（抜粋）

表3-2 施設運転中の計測

区分	計測地点	項目	頻度		
			稼動初期	安定操業期	
ばいじん・灰	飛灰 溶融飛灰	灰出し設備	搬出量	都度	都度
			重金属含有量	1回/月	1回/月
			溶出基準 ※市の指示する項目	1回/月	1回/月
			含水量、異物混入率、寸法等	1回/月	1回/月
			ダイオキシン類含有量	1回/月	1回/月
	焼却灰	灰出し設備	搬出量	都度	都度
			熱しゃく減量、未燃分、不燃物	1回/月・炉	1回/月・炉
			重金属含有量	1回/月	1回/月
			溶出基準	1回/月	1回/月
			含水量、異物混入率、寸法等	1回/月	1回/月
ダイオキシン類含有量			1回/月	1回/月	

P270 添付資料一覧

変更前（令和４年７月１日付入札公告分）	変更後（令和４年１０月１１日付入札公告分）
添付資料 1 敷地平面図（CAD データを含む）	添付資料 1 敷地平面図（CAD データを含む）
添付資料 2 特別高圧電線路（自営線）及び受変電開閉所 説明資料	添付資料 2 特別高圧電線路（自営線）及び受変電開閉所 説明資料
添付資料 3 地質調査報告書及び大分県建築基準法施行条例第 2 条規定適用区域	添付資料 3 地質調査報告書及び大分県建築基準法施行条例第 2 条規定適用区域
添付資料 4 マテリアルリサイクル推進施設外処理フロー	添付資料 4 国道 10 号からの進入路における参考イメージ図
添付資料 5 ユーティリティ関係条件図（取合位置等）	添付資料 5 マテリアルリサイクル推進施設外処理フロー
添付資料 6 備品台帳様式	添付資料 6 ユーティリティ関係条件図（取合位置等）
添付資料 7 年度別計画処理量	添付資料 7 備品台帳様式
添付資料 8 既存施設におけるバイオマス比率	添付資料 8 年度別計画処理量
添付資料 9 動物死骸・マットレス等搬入集計	添付資料 9 動物死骸・マットレス等搬入集計
添付資料 10 搬入車両台数（実績）	添付資料 10 既存施設におけるバイオマス比率
添付資料 11 環境影響評価の事後調査計画 参考資料	添付資料 11 搬入車両台数（実績）
添付資料 12 市民搬入用ストックヤード棟 参考イメージ図	添付資料 12 環境影響評価の事後調査計画 参考資料
添付資料 13 新環境センター付帯設備に関する要望書	添付資料 13 新環境センター付帯設備に関する要望書
添付資料 14 既存工場の模型	添付資料 14 既存工場の模型
添付資料 15 行政財産使用許可申請書様式	添付資料 15 市民搬入用ストックヤード棟 参考イメージ図
	添付資料 16 行政財産使用許可申請書様式
	添付資料 17 大分市プール維持管理等指導要綱

3. 落札者選定基準書

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）
<p>P7 4_入札価格の定量化審査 (1)価格点の得点化方法</p> <p>(1)価格点の得点化方法</p> <p>入札価格（様式集、様式第14号に記載する金額をいう。）について、次の算定式により得点を付与する。得点は、小数第3位を四捨五入した値とする。</p> <div data-bbox="376 407 1246 573" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">入札価格の得点算定式</p> $\text{当該入札参加者の価格点} = 400 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right)$ </div>	<p>P7 4_入札価格の定量化審査 (1)価格点の得点化方法</p> <p>(1)価格点の得点化方法</p> <p>入札価格（様式集、様式第14号に記載する金額をいう。）について、次の算定式により得点を付与する。得点は、小数第3位を四捨五入した値とする。</p> <p>なお、応募者がストーカ方式を提案された場合、価格点は、運営期間中に発生する焼却灰、飛灰（様式集、様式第15号-3-2（別紙2）に記載する）に対し、焼却灰1tにつき43,300円、飛灰1tにつき65,100円の市の追加委託費相当額を加算して算出する。また、応募者がシャフト式ガス化溶融方式または流動床式ガス化溶融方式を提案された場合、価格点は、運営期間中に発生する溶融飛灰（様式集、様式第15号-3-2（別紙2）に記載する）に対し、溶融飛灰1tにつき72,800円の市の追加委託費相当額を加算して算出する。</p> <div data-bbox="1576 632 2742 814" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">入札価格の得点算定式</p> $\text{当該入札参加者の価格点} = 400 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{資源化費用を} \ast \text{んだ最低入札価格}}{\text{資源化費用を} \ast \text{んだ入札価格}} \right)$ </div> <p>※資源化費用とは、応募者が提案する焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の発生量に、市が指定するt当たりの委託費相当額を乗じた額をいう。</p>

4. 基本協定書（案）

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）
<p>P1（PFI事業者の設立）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 構成員は、PFI事業者が債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯してPFI事業者への追加出資又は融資を行うこと。また、その他発注者が適切と認める支援措置を講ずること。</p> <p>(8)～(9)（略）</p> <p>5（略）</p>	<p>P1（PFI事業者の設立）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 構成員は、PFI事業者が債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、構成企業が発注者に提出した令和[]年[]月[]日付入札提案書類（その後の変更、発注者からの質問に対する回答及び事業契約締結までに提出したその他一切の提案を含む。以下「事業者提案」という。）に基づく財務支援措置を講ずること。また、その他発注者が適切と認める支援措置を講ずること。</p> <p>(8)～(9)（略）</p> <p>5（略）</p>
<p>P3（事業契約を締結しない場合）</p> <p>第6条（略）</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当するとき。 ア～キ（略）</p> <p>(4) 本事業の入札手続きに関し、構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当するとき。 ア（略） イ 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業のいずれか又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の入札手続きに関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。 ウ～エ（略）</p> <p>(5) PFI事業者が、正当な理由なく事業契約の仮契約を締結しないとき。</p>	<p>P3（事業契約を締結しない場合等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) PFI事業者が、正当な理由なく事業契約の仮契約を締結しないとき。</p> <p>2 構成企業のいずれかが、本事業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、構成企業に書面で通知することにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない若しくは事業契約を解除することができる。</p> <p>(1) 構成企業のいずれかが次のいずれかに該当するとき。 ア～キ（略）</p> <p>(2) 本事業の入札手続きに関し、構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当するとき。 ア（略） イ 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業のいずれか又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「構成企業等」という。）に対して行われたときは構成企業等に対する命令で確定したものをいい、構成企業等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の入札手続きに関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。 ウ～エ（略）</p> <p>(5) 削除</p>
<p>P4（事業契約を締結しない場合の違約金等及び損害賠償）</p> <p>第7条 前条第1号から3号及び第5号までの規定により、発注者が事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、構成企業は、発注者の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を負うものとする。</p> <p>2 前条第4号の規定により、発注者が事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、構成企業は、発注者の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の20に相当する金額の賠償金を発注者に支払う義務を負うものとする。</p>	<p>P4（事業契約を締結しない場合等の違約金等及び損害賠償）</p> <p>第7条 前条第1項各号及び同条第2項第1号の規定により、発注者が事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない若しくは事業契約を解除した場合、構成企業は、発注者の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を負うものとする。</p> <p>2 前条第2項第2号の規定により、発注者が事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない若しくは事業契約を解除した場合、構成企業は、発注者の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の20に相当する金額の賠償金を発注者に支払う義務を負うものとする。</p>

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）
<p>3 （略）</p> <p>4 前三項の定めにかかわらず、発注者は、事業契約の定めるところに従って、P F I 事業者が違約金の支払を行った場合又は発注者の損害の一切を賠償した場合には、前三項に基づく違約金の支払又は損害賠償を構成企業に対し請求できないものとする。</p>	<p>3 （略）</p> <p>（削除）</p>

5. 事業契約書（案）

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）
<p>P3 （目的及び解釈）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 発注者及び受注者は、要求水準書等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、本事業契約を履行しなければならない。なお、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、事業者提案の記載が要求水準書等に優先するものとする。</p>	<p>P3 （目的及び解釈）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 発注者及び受注者は、要求水準書等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、本事業契約を履行しなければならない。なお、本約款、基本協定、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本約款、基本協定、質問回答書、要求水準書、入札説明書、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、事業者提案の記載が要求水準書等に優先するものとする。</p>
<p>P21 （副生成物の有効利用）</p> <p>第48条 （略）</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 受注者は、前号の定めるところに従って有効利用対象物を搬出車両に積み込む場合、収集運搬業者の搬出時の立ち会い、調整を行うものとし、買取伝票の発行、保管、発注者への報告その他必要な事務管理を行う。</p> <p>(7) （略）</p> <p>2 運營業務の遂行過程において生成される焼却灰、飛灰又は溶融飛灰（以下「残渣」という。）について事業者提案に基づく資源化に必要な処理を行った上で、次の各号の定めに従って、これを事業者提案に基づき資源化するものとする。</p> <p>(1) 受注者は、法令、公害防止条件等を満たすことを定期的に確認した上で、運營業務の遂行過程において生成される残渣の全量を残渣資源化事業者をして資源化させるものとする。</p> <p>(2) 受注者及び残渣資源化事業者は、残渣の資源化に係る事務手続を自らの責任及び費用負担において行わなければならない。なお、発注者は、受注者及び残渣資源化事業者の行う事務手続に必要な協力を行う。</p> <p>(3) 受注者は、残渣の資源化に関して、資源化先、資源化方法、資源化量等について記録し、発注者に報告しなければならない。</p> <p>(4) 残渣資源化事業者は、別紙8に示す事業者提案に基づく条件にて、自らの責任で資源化するものとし、資源化の結果生成される残渣資源化物の収益については、残渣資源化事業者に帰属するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、残渣を搬出車両に積み込む場合、残渣運搬事業者の搬出時の立ち会い、調整を行うものとし、引取伝票の発行、保管、発注者への報告その他必要な事務管理を行う。</p> <p>(6) 事業者提案に基づく資源化業務の内容等の見直しは行わない。ただし、本事業契約締結時に想定できなかった事態（資源化先での受入が困難になったなどの事業者提案における前提条件の変更は、発注者が合理的に認めるものに限られる。）が生じた場合には、発注者は、受注者の求めに応じて、受注者との間で協議を行うことができ、当該協議が調った場合には、発注者及び受注者は、当該協議の結果に従うものとする。</p> <p>3 前二項に定める有効利用対象物の有効利用又は残渣の資源化についてのモニタリングは、別紙7に従うものとする。</p>	<p>P21 （副生成物の有効利用等）</p> <p>第48条 （略）</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 受注者は、前号の定めるところに従って有効利用対象物を搬出車両に積み込む場合、収集運搬業者の搬出車両への積み込み、搬出時の立ち会い、調整を行うものとし、買取伝票等の発行、保管、発注者への報告その他必要な事務管理を行う。</p> <p>(7) （略）</p> <p>2 運營業務の遂行過程において生成される焼却灰、飛灰又は溶融飛灰（以下「残渣」という。）及び処理困難物の取扱いは、次の各号に規定するとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、残渣及び処理困難物を運営対象施設内に適正に貯留、保管した後、発注者又は発注者が指定する業者に引き渡す。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 受注者は、前号の定めるところに従って残渣又は処理困難物を引き渡す場合、搬出車両への積み込み、搬出時の立ち会い、調整を行うものとし、引取伝票等の発行、保管、発注者への報告その他必要な事務管理を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>3 第1項に定める有効利用対象物の有効利用についてのモニタリングは、別紙7に従うものとする。</p>
<p>P28 （受注者の債務不履行等による解除）</p> <p>第70条 （略）</p> <p>(1)～(9) 略</p>	<p>P28 （受注者の債務不履行等による解除）</p> <p>第70条 （略）</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 基本協定第6条第2項の規定に該当するとき。</p>
<p>P30 （違約金等）</p> <p>第74条 （略）</p>	<p>P30 （違約金等）</p> <p>第74条 （略）</p>

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 本施設すべての引渡完了日後に解除された場合 別紙9に定める整備割賦払金の償還表の残存価格の100分の10に相当する金額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第69条又は第72条の規定により本事業契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、当該解除により被った合理的な損害の賠償を請求することができる。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 本施設すべての引渡完了日後に解除された場合 解除日が属する事業年度において支払われるべき運営業務に係る対価の100分の10に相当する金額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の定めにかかわらず、第70条第1項第10号の規定により本事業契約が解除された場合の違約金等は、基本協定第7条によるものとする。</p> <p>5 第69条又は第72条の規定により本事業契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、当該解除により被った合理的な損害の賠償を請求することができる。</p>

6. 余熱利用施設運営業務委託契約書（案）

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）
<p>前文</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 契約保証金 本約款第4条に規定するとおりとする。</p> <p>新環境センター整備事業（以下「本事業」という。）における余熱利用施設の運営に関して、大分市（以下「発注者」という）及び構成企業が締結した令和[]年[]月[]日付け新環境センター整備事業基本協定書第4条第2項の規定並びに発注者及びPFI事業者が締結した令和[]年[]月[]日付け新環境センター整備事業事業契約書（以下「事業契約」という。）第50条第3項の規定に従い、発注者、PFI事業者及び余熱利用施設運営事業者（以下、PFI事業者と余熱利用施設運営事業者を総称して又は個別に「PFI事業者等」という。）は各々の対等な立場における合意に基づいて、新環境センター整備事業余熱利用施設運営業務委託契約（以下「本余熱利用施設運営業務委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>本余熱利用施設運営業務委託契約は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）」（平成28年3月30日付環廃対発第16033010号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に記されている市町村、SPC及び処理業者間の三者契約として締結するものであるが、委託者を発注者、受託者を余熱利用施設運営事業者とするものであり、PFI事業者は本余熱利用施設運営業務委託契約上の事務手続及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎのみを行うものとする。</p> <p>なお、本余熱利用施設運営業務委託契約は仮契約であって、事業契約の締結について大分市議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。事業契約の締結について大分市議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において発注者は一切の責任を負わない。</p>	<p>前文</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 契約保証金 本約款第4条に規定するとおりとする。</p> <p>新環境センター整備事業（以下「本事業」という。）における余熱利用施設の運営に関して、大分市（以下「発注者」という）及び構成企業が締結した令和[]年[]月[]日付け新環境センター整備事業基本協定書（以下「基本協定」という。）第4条第2項の規定並びに発注者及びPFI事業者が締結した令和[]年[]月[]日付け新環境センター整備事業事業契約書（以下「事業契約」という。）第50条第3項の規定に従い、発注者、PFI事業者及び余熱利用施設運営事業者（以下、PFI事業者と余熱利用施設運営事業者を総称して又は個別に「PFI事業者等」という。）は各々の対等な立場における合意に基づいて、新環境センター整備事業余熱利用施設運営業務委託契約（以下「本余熱利用施設運営業務委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>なお、本余熱利用施設運営業務委託契約は仮契約であって、事業契約の締結について大分市議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。事業契約の締結について大分市議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において発注者は一切の責任を負わない。</p>
<p>P1（総則）</p> <p>第1条 発注者とPFI事業者等は、要求水準書等（要求水準書、入札説明書（以下に定義する。）及び質問回答書（対面的対話議事録を含む。）を総称していう。以下同じ。）及び事業者提案（以下に定義する。）に従い、日本国の法令を遵守し、本余熱利用施設運営業務委託契約（本約款並びに要求水準書等及び事業者提案と一体となる契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、事業者提案の記載が要求水準書等に優先するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 「事業者提案」とは、入札説明書に従いPFI事業者を設立した落札者が作成し、発注者に提出した令和[]年[]月[]日付<input type="text"/>入札提案書類（その後の変更を含む。）をいう。</p>	<p>P1（総則）</p> <p>第1条 発注者とPFI事業者等は、要求水準書等（要求水準書、入札説明書（以下に定義する。）及び質問回答書（対面的対話議事録を含む。）を総称していう。以下同じ。）及び事業者提案（以下に定義する。）に従い、日本国の法令を遵守し、本余熱利用施設運営業務委託契約（本約款並びに要求水準書等及び事業者提案と一体となる契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、本約款、基本協定、質問回答書、要求水準書、入札説明書、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本約款、基本協定、質問回答書、要求水準書、入札説明書、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、事業者提案の記載が要求水準書等に優先するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 「事業者提案」とは、入札説明書に従いPFI事業者を設立した落札者が作成し、発注者に提出した令和[]年[]月[]日付<input type="text"/>入札提案書類（その後の変更を含む。）、発注者からの質問に対する回答及び事業契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。</p>
<p>P8（発注者による業務の是正勧告）</p> <p>第25条 前条の規定によるモニタリングの結果、余熱利用施設運営事業者による本業務の遂行が本余熱利用施設運営業務委託契約、要求水準書等又は事業者提案に定める水準を満たしていない場合は、発注者はPFI事業者等に対して、事業契約別紙7に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができる。この場合、PFI</p>	<p>P8（発注者による業務の是正勧告）</p> <p>第25条 前条の規定によるモニタリングの結果、余熱利用施設運営事業者による本業務の遂行が本余熱利用施設運営業務委託契約、要求水準書等又は事業者提案に定める水準を満たしていない場合は、発注者はPFI事業者等に対して、必要な是正勧告その他の措置を講じることができる。</p>

変更前（令和4年7月1日付入札公告分）	変更後（令和4年10月11日付入札公告分）
<p>I 事業者等は、当該措置が講じられた後に提出する第16条に規定する各種業務報告書において、余熱利用施設運営事業者が講じた措置に対する対応状況を記載することにより報告を行うものとする。</p>	<p>2 PFI事業者等は、前項の規定に基づく是正勧告を受けた場合には、速やかに改善対策と改善期限について発注者と協議を行ったうえで、改善対策、改善期限及び再発防止策等を記載した業務改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を得るものとする。</p> <p>3 前項に規定する業務改善計画書の提出期限は、発注者から是正勧告を受けた日から原則2週間以内とする。ただし、当該提出期限は、発注者とPFI事業者等との協議により延長することができる。</p> <p>4 PFI事業者等は、第1項に規定する是正勧告その他の措置が講じられた後に提出する第16条に規定する各種業務報告書において、余熱利用施設運営事業者が講じた措置に対する対応状況を記載することにより報告を行うものとする。</p>
<p>P11（談合等不正行為による解除権）</p> <p>第34条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が余熱利用施設運営事業者のいずれか又は余熱利用施設運営事業者のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の入札手続に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に本事業の入札手続（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p>	<p>P11（談合等不正行為による解除権）</p> <p>第34条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が余熱利用施設運営事業者のいずれか又は余熱利用施設運営事業者のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「余熱利用施設運営事業者等」という。）に対して行われたときは余熱利用施設運営事業者等に対する命令で確定したものをいい、余熱利用施設運営事業者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の入札手続に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>(3) 納付命令又は排除措置命令により、余熱利用施設運営事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が余熱利用施設運営事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に本事業の入札手続（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p>
<p>P13（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第42条 発注者は、余熱利用施設運営事業者が本余熱利用施設運営業務委託契約の債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、余熱利用施設運営事業者は、解除の日から履行期間満了日までの残期間に係る余熱利用施設運営業務委託料の100分の10に相当する金額、又は年間余熱利用施設運営業務委託料（解除の日が属する事業年度の翌事業年度に予定する余熱利用施設運営業務委託料とする。）のうちいずれか高い方の金額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>P13（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第42条 発注者は、余熱利用施設運営事業者が本余熱利用施設運営業務委託契約の債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を余熱利用施設運営事業者に請求することができる。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、余熱利用施設運営事業者は、解除日が属する事業年度において支払われるべき余熱利用施設運営業務委託料の100分の10に相当する金額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>